

ID: 355

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

<b>処分の概要</b>	特別の設備等の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	体育センターピヤシリ・フォレスト条例施行規則 第8条(第12条において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	令和4年規則第30号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (特別の設備等の許可)                  第8条 利用者は、特別の設備を設置しようとするとき、又は既存の設備を変更して利用するとき(以下「特別の設備等の設置」という。)は、フォレスト特別設備等許可申請書(別記様式第7号)に許可証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。                  2 指定管理者は、特別の設備等の設置を許可したときは、フォレスト特別設備等許可証(別記様式第8号)を交付するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年8月15日	<b>最終変更年月日</b>	令和4年7月29日